

原発事故の区域外避難者に対する恒久的な住宅支援策を実施すること
及び応急仮設住宅の無償提供打ち切りの撤回を求める意見書

内閣総理大臣 安倍晋三 殿
復興大臣 今村雅弘 殿
文部科学大臣 松野博一 殿
国土交通大臣 石井啓一 殿
内閣府特命担当大臣（原子力防災） 山本公一 殿
福島県知事 内堀雅雄 殿
衆議院議長 大島理森 殿
参議院議長 伊達忠一 殿
政党代表者 各位

全国青年司法書士協議会
会長 梅垣 晃一
東京都新宿区四谷2丁目8番地岡本ビル505号
TEL03-3359-3513 FAX03-3359-3527
e-mail info@zenseishi.com
URL <http://www.zenseishi.com/>

当協議会は、全国の青年司法書士約2,800名で構成され、「市民の権利擁護及び法制度の発展に努め、もって社会正義の実現に寄与すること」を目的とする団体である。当協議会では、福島第一原子力発電所における未曾有の大事故の発生以降、相談会の開催などを通じ、全ての被災者に対し公正かつ迅速・適切な救済がなされるよう活動をおこなっている。今般、本年3月31日をもっていわゆる区域外避難者に対する応急仮設住宅の無償提供が打ち切られようとしていることに際し、国及び福島県に対して、下記のとおり意見を述べる。

第1 意見の趣旨

- 1 国は、「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」に基づき、原発事故避難者に対する恒久的な住宅支援策を実施するよう求める。

- 2 福島県は、いわゆる区域外避難者に対する災害救助法に基づく応急仮設住宅の無償提供の打ち切りを撤回し、国による恒久的な住宅支援策が実施されるまでの間は応急仮設住宅の無償提供を継続するよう求める。

第2 意見の理由

1. 原発事故・子ども・被災者支援法の理念

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故（以下、「東京電力原子力事故」という。）により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（以下、「原発事故子ども・被災者支援法」という。）は、東京電力原子力事故により「放出された放射性物質が広く拡散していること、当該放射性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていないこと」（同法1条）から、被災者生活支援等施策は、被災者一人ひとりが「支援対象地域における居住、他の地域への移動及び移動前の地域への帰還についての選択を自らの意思によって行うことができるよう、被災者がそのいずれを選択した場合であっても適切に支援するものでなければならない。」（同法2条2項）と規定しており、同法14条で「当該施策の具体的な内容に被災者の意見を反映」すべきことを定めている。すなわち、同法は、支援施策の実施にあつては、被災者の意見を反映することを前提に、被災者が帰還することも、他の地域へ居住することも、自らの意思で選択することができ、その選択を尊重し、支援すべきことを求めているものである。

2. 放射性物質の飛散と大気汚染の懸念

東京電力原子力事故の発生からすでに5年以上が経過した。しかし、現在も原発の廃炉作業が困難をきわめていること、除染対象地域がいまだ広く残っていること、そのため放射性物質の飛散と大気汚染の懸念は払しょくされていない現状を認めざるをえない。この点、平成25年3月13日の衆議院予算委員会における審議の中で安倍首相は、「我々は、実際に全てのものが終わったわけではないし、地域の方々からお話を伺えば、とても政府として収束ということを言える状況にはないと思っております。そこで、安倍政権としては、収束という言葉は使わないということでございます。（第183回国会 予算委員会 第13号会議録本文より引用）」と述べている。また、市民の不安も絶えることはなく、平成28年2月に福島県が実施した県内外の避難者を対象とする意識調査においても、被災当時と同じ市町村に戻らない理由（複数回答）は、「原発事故が収束していないため」48.5%が最も多く、次いで「避難元に戻っても、健康（放射線の影響）に不安があるため」41.5%となっており、原発事故の今後と放射線の影響による健康不安がいまだ強く残されていることが如実に示されている（平成28年3月、福島県避難地域復興局避難者支援課作成「平成27年度福

島県避難者意向調査全体報告書」71頁より引用)。

そのようななか、被災者が自らの意思で帰還すること又は避難先等の他の地域に居住をし続けることを選択した場合には尊重されなければならないことはもちろんのことであるが、上述のとおり事故の完全な収束を見通せない現状のもとにおいて、「今は選択できない」という市民の声にも真摯に寄り添う必要がある。今はまだ選択できない、という判断をも尊重するものでなければ、法が求める「被災者の意見を反映」し、「自らの意思」で選択することを尊重しているとは到底いえないからである。

3. 災害救助法に基づく無償提供の打ち切りの影響

国及び福島県は、平成29年3月31日をもって、東京電力原子力事故に関して避難指示区域外から避難している者（以下、「区域外避難者」という）に対する、災害救助法に基づく応急仮設住宅の無償提供を打ち切る方針を示している。平成28年6月時点において、本無償供与の打ち切りの対象となる世帯は12,436世帯と言われており（福島県公表）、対象となる避難者に対しては、職員等による個別訪問等を実施し、退去に向けた準備が進められていると聞き及んでいる。

応急仮設住宅の無償提供は、区域外避難者が避難を継続するうえで欠かすことのできない重要な支援策である。すなわち、区域外避難者は、東京電力に対する損害賠償請求がほとんど認められず経済的に厳しい状況に立たされているところ、無償提供が避難生活を維持するほぼ唯一の経済的支援策となっているものである。この応急仮設住宅の無償提供を打ち切るとは、避難生活を継続する方に対して、帰還するか、あるいは、移り住んだ他の地域等での定住を進めるかの選択を、今、強制していくことに等しい。

特に、仕事の都合などにより夫婦の一方が福島県内に残り、他方と子供のみが県外に避難しているいわゆる「二重生活世帯」とっては、無償提供がなされている現状においても家計の支出が大きく経済的負担が重いところ、さらに住宅費の負担が発生することにより経済的に困窮することとなる。これにより、避難生活の維持が困難となり、放射線物質の飛散や大気汚染などの不安を抱えたまま、元々住んでいた場所に帰還するか、あるいは避難先への完全な移住を事実上強制されることになる。

多くの被災者が不安を抱えている現状のもと、選択を今、強制することは、被災者の意見を反映し、被災者の自らの意思による選択を尊重するという原発事故子ども・被災者支援法の理念からは、大きく外れることとなる。それゆえに、応急仮設住宅の無償提供の打ち切りは、撤回されるべきである。

4. 恒久的な住宅支援策の必要性

もともと、災害救助法に基づく応急仮設住宅の無償提供は、その法の目的からしても、災害に対する一時的な避難の支援策を予定していることは言うまでもない。東京電力原

子力事故のように、甚大で、かつ、5年以上を経過した現在でもなお収束しているとは言い難い大災害に対しては、国による恒久的な支援策が必要である。それゆえに、国は、原発事故子ども・被災者支援法の理念に基づき、被災者が本当の意味で自らの意思に基づいて帰還するか、あるいは、他の地域への定住をするかの選択ができるよう、被災者の意見を反映した恒久的な住宅支援策の実施を急ぐべきである。

5. 結語

よって、当協議会は、国に対して、原発事故子ども・被災者支援法に基づき原発事故被災者に対する恒久的な住宅支援策を実施することを求めるとともに、福島県に対し、いわゆる区域外避難者に対する、災害救助法に基づく応急仮設住宅の無償提供の打ち切りを撤回し、国による恒久的な住宅支援策が実施されるまでの間は、応急仮設住宅の無償提供を継続することを求めるものである。

以上